

* 東京都皮膚科医会における賛助会員について *

当会会則による賛助会員の規定

本会は次の目的のために必要な事業を行なっている。

1. 臨床皮膚科学の発展、普及と社会福祉の増進及び医業の合理化
2. 学術講演会等の開催
3. 会員相互の親睦融和
4. その他の必要な事項

賛助会員はこの目的に賛同し、本会の事業に支援、協力を行なう正会員以外の法人又はこれに準ずるものである。

別記1：賛助会費は年間5万円であり、年度ごとに本会に納入する。

尚、本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日である。

正会員の会費と同様に本会の事業の遂行を目的として使用される。

別記2：「賛助会員」とは当会で用いる呼称であり、当会の目的、活動を理解し賛同する法人又はこれに準ずるものであればこの呼称にこだわるものではない。便宜上、対外的に他の呼称を用いても差し支えない。

別記3：賛助会員の窓口（連絡先）として、各団体の本社もしくは東京支店内に担当部署および責任者を定め、当会に通知すること。その理由は、東京以外の地域支所や個人では本会賛助会員としての活動に支障をきたす場合や、連絡不能となる場合が多いからである。なお連絡先、担当部署、責任者に変更が生じた場合は速やかに事務局へ書面又はメールで申し出ること。

別記4：退会の際は、各年度末より1カ月前の2月末日までに、会長へ申し出るとともに、退会届を事務局へ提出すること。退会の申し出後理事会の承認を経て、正式な退会とする。なお、年度途中の退会でも、当該年度の会費は納入することとする。

* 東京都皮膚科医会から付与する賛助会員への特典 *

1. 当会のホームページ（<http://www.tcda.jp/>）上の賛助会員ページに賛助会員名を載せ、希望があれば賛助会員のホームページへのリンクを許可する。
2. 当会で発行する会報および会員名簿には必ず賛助会員名を載せ、当会会員への周知を行なう。

(会員の所属する医療施設の医薬品、医療機器の採用において、有効性、性能、経済面でのメリットを考慮し決定するのは当然であるが、賛助会員であるか否かも考慮の対象となる場合も多い。)

3. 会報および会員名簿は発行の都度、賛助会員担当部署に送付する。
4. 当会の発行する会報、名簿、学会プログラム、その他印刷物において、広告を募集する際には必ず賛助会員に通知し、優先的に広告を掲載できるよう配慮する。
5. 当会の関与する学会、研究会のうち医薬品および関連機器の展示の企画がある際は必ず賛助会員に通知し、優先的に出展できるよう配慮する。
6. 当会の定例の臨床研究会、学術集会を共催できる。
7. 賛助会員が開く発売記念・販売促進等の学術講演会、研究会に対し当会との共催の要望があれば協力する。ただし当会への共催費（会員宛名ラベル作成および提供に関わる費用等—下記別記6参照）は伴うものとする。当会は原則として賛助会員以外とは共催しない。
8. 賛助会員が行なう治験や新規開発製品への助言、医薬品、医療機器等の販売促進に関する事業、また副作用、有害事象におけるコンサルトなどに対し要望があれば当会として協力する。当会は原則として賛助会員以外にはそのような事業に協力しない。

別記5：当会では原則として3月、7月、9月に定例の臨床研究会・学術集会を行なっている。これらは賛助会員との共催で行うものであり、共催費は7に準ずるが、臨床研究会・学術集会毎に設定する。

別記6：共催費について

- ・ 発送は自社で行い、会員宛名ラベルのみを提供する場合：@ 300円 x 会員数
(ただし20万円を上限とする)
- ・ 東京都皮膚科医会事務局に発送を依頼する場合：@ 500円 x 会員数
(上限なし)

*共催について *

当会の共催を受けることにより、当会から下記のような協力を得られるので会への参加者の増加が期待できる。

1. 講演会の日程、講師、座長や講演内容の相談に応ずる。
2. プログラム、案内状に「賛助会員名/東京都皮膚科医会共催」と明記できる。ただし、医師会の生涯教育証を申請する際は「主催/東京都皮膚科医会・賛助会員名」と記載する。
3. 参加者を募るにあたり東京都皮膚科医会の名前の使用を許可する。
4. プログラム、案内状送付にあたり会員住所ラベルを付与する。
5. 日本医師会生涯教育制度講演会と認定されたものは、参加者に東京都医師会認定の参加証が付与される。
6. 必要があれば趣意書等を当会から用意する。

2024.03.12 改定